

第14回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～系統情報公開ガイドラインの改定案について～

平成27年7月28日(火)

■ 系統情報の公表経緯

- 系統情報については、平成24年3月「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(閣議決定)」にて、系統情報の公表の拡大に向けた見直しが求められ、平成24年12月「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)」を公表した。
- 平成26年3月には、電力システム改革や広域機関に関する議論の進展を踏まえ、広域機関における情報公開ルールを盛り込むと共に、地内基幹送電線や需給間連の情報公表等について改定。

■ 今回改定の背景

- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入拡大などにより、基幹的な送電線のみならず、下位の電力系統でも、これまで以上に発電設備の接続件数が増加。
- こうした接続案件の中には、発電設備から系統にアクセスするための送電設備のみならず、当該送電設備から先の、不特定多数が利用する送配電等設備の増強等が必要になり、これに伴う費用負担を巡って事業者間で調整を要する案件が増加。
- 送配電設備の利用状況に係る情報が公開されれば、発電設備設置者がそれらの情報を適切に勘案した上で、発電設備の建設地点や投資採算性等の判断を行うことで、事業者間の調整コストを低減していくことが可能となる。



■ 改定ポイント

- 第13回制度設計WGでご審議頂いた、特定負担を求める前提となる情報公開の在り方(参考参照)の内容を、「系統情報の公表の考え方」に反映。具体的には、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(平成27年〇月)」の考え方を前提として、特別高圧以上の送変電設備に関して、系統図面上の空容量の情報公開を行う旨改定。
- 前回の改定(平成26年3月)以降の系統情報の公表に係る取り組みの進捗状況や、電力広域的運営推進機関の発足による変更点を反映。
※「系統情報の公表の考え方」については、今後も、ライセンス制の導入等、電力システム改革の進捗に応じ、必要に応じて適宜改定していく。

- 発電設備設置者が設置場所を検討するにあたっては、その地理的環境のみならず送配電線の状況を含めた発電適地の選定を行うこととなる。そのため、**発電設備設置者の予見可能性を担保**することが重要となる。
- **そこで、あらかじめ空き容量について以下の情報を公開している場所に限り、ネットワーク側の送配電設備の増強等の費用負担(特定負担)を求めることができる**こととしてはどうか。

対象電圧系統(※1)	制約条件	更新頻度	公開方法	表示方法
特別高圧以上(※2)	熱容量(※3)	系統の状況に変化がある都度公開情報を更新(※4)	ホームページ	系統図

(※1) 国家や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報は除く(系統情報の公表の考え方(ガイドライン)14頁に同様の記載あり)。

(※2) 高圧の配電設備については、全国で膨大な数があることから、これまでと同様、事前相談により速やかに回答を求めることとしてはどうか。

(※3) 熱容量以外の電圧面や系統安定度制約などが発生することにより、費用負担が発生する点には、留意が必要。熱容量以外の電圧面や系統安定度制約については、発電機の条件等により結果が異なり、一律に公表することは難しいことから、これまでと同様に、個別の接続検討により回答を求めることとする。

(※4) ただし、常時更新可能なシステムの構築を行う一般電気事業者にあつては、当該システム構築ができるまでの間(本ガイドライン公表日から1年半~2年を目途)は、最低月1回の更新とする。その場合、当該一般電気事業者は、その旨を付記することが必要。

- **但し、本情報公開ルールは、一般電気事業者の準備の期間も勘案し、遅くとも平成28年1月以降に接続申込みを行う案件に適用する。**

<例>

